様式第20号（第28条関係）

年　　月　　日

松阪地区広域消防組合消防長

申告者　　住　所

（連絡先：電話　　番）

職

氏　名

（生年月日　　年　　月　　日）

立木・その他り災申告書

1	り災物件と申請者との関係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者
2	り災年月日	年　　月　　日
3	り災場所	

り　　災　　物　　件

		樹名	年輪（○年生木）	数量（本）	容積（㎥）	り災の別		枯死再生の別	
4	立木					焼損	破損	枯死	再生

		品名	数量	購入時期 年	月	日	購入時価格（円）		り災の別			再使用の可否	
5	その他								焼損	水損	破損	可能	不能

様式第20号附紙

		品　　名	数　　量	購入時期			購入時価（円）	り災の別			再使用の可否	
				年	月	日		焼損	水損	破損	可能	不能
5	その他											

様式第20号附

立木・その他り災申告書記載要領書

１　この申告書は、消防法第34条第１項により提出を求めるものです。

２　この申告書は、り災した日から起算して７日以内に提出してください。

３　この申告書は、火災証明の参考にするので正確に記入してください。

記入要領

１　「１」欄の「申請者とり災物件との関係」、「４」欄の「り災の別」、「枯死・再生の別」、「５」欄の「り災の別」、「再使用の可否」は該当するものを〇で囲んでください。

２　「４」及び「５」欄のり災の別の内容は、次のとおりです。

「焼損」:　燃えたもの・熱で壊れたもの・煙で汚れたものをいう。

「水損」:　消火によって濡れ・汚れたものをいう。

「破損」:　消火のために壊れ、壊されたものをいう。

３　「４」欄の「枯死・再生の別」は次のとおりです。

「枯死」:　火災により枯れ死ぬ等、再生育不能のものをいう。

「再生」:　火災による影響を受けているが、今後成育する見込みのあるものをいう。

４　「５」欄の「再使用の可否」の内容は、次のとおりです。

「可能」:　修繕等をして再使用が可能なものをいう。

「不能」:　再使用ができないもの又は修繕費がその物件の価値に比べて高すぎるものをいう。